

JRAの売上の新型コロナウイルス感染症対策への充当に関する質問主意書

提出者 柿沢未途

JRAの売上の新型コロナウイルス感染症対策への充当に関する質問主意書

日本中央競馬会（以下JRAと呼ぶ）による中央競馬の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延により感染拡大防止策として競馬場への観客入場の停止措置が取られ、いわゆる「無観客競馬」で開催が続けられてきた。十月からは限定的に競馬場への観客入場の再開が行われたが、本年十一月現在においても、例えば東京競馬場では消防法上の収容上限人数二十二万五千人に対して四千三百八十四席分だけの入場を認めるという極めて少数に絞られている。

同様に場外馬券売場（ウインズ）等においても九月まで営業休止の措置が取られており、この間はインターネットや電話による馬券購入が唯一の方法となっていた。

そこで政府が把握するところについて以下質問する。

一 インターネット・電話投票が唯一の馬券購入の手段だった間に、インターネット・電話での投票ができる会員（いわゆるPAT会員）はどれだけ増加したか。数字を示されたい。

二 同様に「無観客競馬」に踏み切って以降から現在に至るまで、売上の推移は前年比でどのような状況になっているか。月別で示されたい。

三 その間、競馬場が無観客開催となり、ウインズが営業休止していたのだから、開催にかかわる経費は相
当程度に減少したものと思われる。開催経費の月別推移と前年比増減を示されたい。

四 J R Aは売上の中から新型コロナウイルス感染症対策への支援を寄付の形で累次行っているが、その対
象およびそれぞれの支援額、そして支援・寄付の総額は現時点でどのようなになっているか。

五 J R Aの売上から国に納めている国庫納付金は「畜産振興」「社会福祉」に用途が限定されており、せ
つかくの国庫納付金を新型コロナウイルス感染症対策の財源に充当できない法律の条文になっている。上
記四と同様に新型コロナウイルス感染症対策の財源として国庫に対する寄付はできないのか。できるなら
その予定はあるか。

右質問する。